

事業者排出量削減報告書

（宛先） 京都府知事		2024年7月30日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）					
京都市下京区烏丸通七条上る常葉町 真宗大谷派宗務所内		学校法人真宗大谷学園 理事長 木越 渉 電話番号：075 - 371 - 5521					
主たる業種	高等教育機関	細分類番号	8	1	6	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	基準年度の排出量を基準に、令和5年度の温室効果ガス排出量を6%以上削減する。						
計画を推進するための体制	大学、中・高等学校各現場の責任者である学長・校長のもと地球温暖化対策ならびに省エネルギーを推し進めると共に、教職員・学生等への啓発を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,963.9 トン	3,329.5 トン			12.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,857.1 トン	3,329.5 トン			16.5 パーセント	
実績に対する自己評価	コージェネレーションシステムの故障期間（5月～12月）、太陽光発電システムの故障期間（9月～3月）による増加と考えられる。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	学校	事業活動に伴う排出の量 校舎等延床面積	2.79	3.13			12.19 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価	大学ではコージェネレーションシステムの故障期間（5月～12月）、太陽光発電システムの故障期間（9月～3月）による増加と考えられる。中高では電気もガスも前年同月に比べて減少した月が多く（電気10/12・ガス8/12）、年間を通じて減少となった。幼稚園では年々厳しくなる夏の暑さと冬の寒さから園児の健康を守るため、エアコンの使用は欠かせないが、園児の降園後、保育棟の電気およびエアコンを一旦全て切る等、来年に向けて対策が必要である。						
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	12 パーセント	12 パーセント					
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	大学では照明設備を更新する。空調設備を更新する。中高では老朽化設備の高効率設備へ更新します。適宜空調機フィルター清掃等の空調機器の効率化を行う。					
	令和6年度						
	令和7年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	育児・介護・身体障がいなど特段の事情がない限り、教職員の自家用車通勤を認めていない。					
上記の措置を実施した結果に対する自己評価	上記原則で年間運用ができています。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン					
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン					
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	大学では書類廃棄時の「焼却」から「溶解処分」への切替による廃棄物削減、リサイクル化によるCO2削減。中高ではリサイクル資源の分別を徹底し、ゴミを低減する。幼稚園では自然との触れ合いを目標に、植物の栽培をカリキュラムに取り入れるとともに、園内の畑に野菜を植え、収穫することで緑化対策の一助としている。						
特記事項							

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。